

**既存の戸建て住宅を活用したグループホームに関する
建築基準法上の取扱いに関する申し合わせチェックリスト(R 2.7.20)**

※新規申請、変更届（住居追加）の際に共同生活住居ごとに作成

運営法人名		代表者名	
事業所名		連絡先	
グループホームの名称		グループホームの所在地	
入居予定者数	人	住戸の床面積	m ²
居室の出口から屋外までの歩行距離（最長距離）		m	

チェック項目		チェック欄
1	既存の一戸建て住宅を転用するものであること	
2	家具・調度類等の可燃物、調理器具・暖房設備等の火気使用についても一般家庭とほぼ変わらないものであること	
3	建築物について、このチェックリストに適合させるための改修を除き、著しい変更を伴わないこと	
4	入居者数は7人以内とすること	
5	歩行介助がなければ避難できない入居者（二肢以上に麻痺があり、かつ「移乗」、「移動」のいずれかに支援が必要な人）の居室を避難階に位置させること	
6	夜間支援員の配置又は災害発生時の有効な連絡体制、避難体制をとること（注1）	
7	入居者の障害特性に応じた有効な出火防止対策をとること（注2）	
8	非常災害時の避難訓練計画（災害対策に関する避難訓練や連絡体制、避難体制にかかる具体的計画を含む）を定めること	
9	建築物の延床面積が200㎡未満であること	
10	各居室（注3）にスプリンクラーを設置すること	
11	居室の床面積が100㎡以下の階であること、又は居室の床面積100㎡以内ごとに準耐火構造の壁若しくは防火設備で区画されている部分であること	
12	各居室に「煙感知式の住宅用防災報知設備」もしくは「自動火災報知設備」または「連動型住宅用防災警報器」が設置されていること	
13	各居室の出口から屋外への出口に至る歩行距離が8m以下 各居室及び避難通路（廊下）の内装仕上げが難燃材料（注4）の場合は16m以下 ※平面図上に、壁から50cm離して計測した歩行距離の長さを図示してください。 ※歩行距離が8mを超え16m以下の場合、難燃材料であることを確認した資料を提出してください。	8m □
		16m □
14	各居室及び避難通路（廊下）とが間仕切壁と常時閉鎖式（注5）または火災で煙が発生したときに自動的に閉鎖する戸で区画すること （戸は、襖、障子等（注6）ではないこと） ※申請時に要件を満たしていることが確認できる写真を提出してください。	
15	他の用途との複合用途建築物（注7）でないこと	
16	し尿浄化槽が設置されている場合は、定員数が処理対象人数を超えていないこと	

※10または11～14を満たすこと
難ら※
で直1
き接3
る屋と
場外1
へ4
のは、
出口各
等居
へ室
避か

裏面の注意事項1～7を確認の上、上記1～16の要件について相違ないことを確認しました。

法人代表者

印

※注意事項

このチェックリストは「指定共同生活援助（戸建て型）の建築基準法上の取扱いに関する申し合わせ事項」に該当するか否かをチェックするためのチェックリストです。消防法等他の法令については別途協議が必要となりますので、御留意ください。

前記のチェック項目1～9、15、16に該当し、かつ10又は11～14に該当する住戸については、建築基準法上の用途が「一般住宅」扱いとされるため、建物の用途変更手続きは不要です。

なお、共同生活援助の住戸としての使用開始後に前記の項目に該当しなくなった場合は、建築基準法上の用途について寄宿舎等への変更を要する場合があります。

注1 ○夜間支援従業者の配置

⇒夜間支援体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の届出を行っていること。

○災害発生時の有効な連絡体制、避難体制

⇒夜間も含めた災害発生時の下記のような体制が構築され、その体制がマニュアルとして配布、事業所掲示板への貼り付けなどにより、従業員、入居者へ周知され、有効に機能していること。

- ・連絡体制の構築・・・夜間支援体制加算（Ⅲ）の届出を行っていること。
- ・避難体制の構築・・・避難時の誘導体制、避難経路、避難場所、避難手段等の想定、近隣住民等の地域との連携

注2 ○入居者の障害特性に応じた有効な出火防止対策

⇒（対策例）調理器具・暖房器具使用時の職員立会い、調理器具・暖房器具の電化、所定場所での喫煙、住居内へのライターの持ち込み禁止、寝具・カーペット・カーテンなどの防炎化等

注3 ○居室の定義

⇒建築基準法上「居室」は「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室」と規定されています。

このチェックリストにおいては、利用者の居室以外にも、リビング、台所（食事室を兼用しない小規模なものを除く）、世話人室等は居室と扱います。なお便所、浴室は非居室と扱います。

注4 ○内装仕上げが難燃材料

⇒壁と天井の室内側の最も表面にある材料が、建築基準法及び関係法令で定める難燃材料であることを指します。壁のうち、床面からの高さが1.2m以下の部分や窓台、廻り縁などは対象になりません。また、床や建具は対象になりません。

注5 ○常時閉鎖式の戸

⇒手を放すと自動で閉まる戸を指します。適合しない場合、市販のドアクローザーを設置するなどにより適合させてください。

注6 ○襖、障子等

⇒火災時に直ちに炎が貫通するおそれのあるものを指します。たとえば、普通板ガラスや厚さ3mm程度の合板でつくられたものが、これにあたります。

注7 ○他の用途との複合用途建築物

⇒事務所や店舗の上に住宅が設けられた建物など、一の建築物に二以上の用途が存在する建築物を指します。